

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	ファミリーホーム制度と仮親概念に関する社会学的研究
Author(s)	園井, ゆり
Citation	広島大学大学院人間社会科学研究科紀要. 総合科学研究, 1 : 89 - 108
Issue Date	2020-12-31
DOI	
Self DOI	10.15027/50561
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050561
Right	掲載された論文, 研究ノート, 要旨などの著作権・著作権は広島大学大学院人間社会科学研究科に帰属する。 ©2020 Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University. All rights reserved.
Relation	



ファミリーホーム制度と仮親概念に関する社会学的研究

園井 ゆり

広島大学総合科学部、広島大学大学院人間社会科学研究科

A Sociological Study of the Family Home Care System and the Concept of Fictive Kinship in Japan

SONOI Yuri

School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University
Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University

Abstract

In recent years, child abuse and neglect by birth parents has become a serious problem in Japan. One suitable, practical measure in response to this problem is to provide family-based care for abused or neglected children who cannot live with their birth parents. However, in 2018, it was found that only about 20 percent of abused or neglected children live in family-based care settings, such as foster care. The rest live in residential facilities, institutions, or group homes. The “family home care system” was introduced in Japan in 2009 in order to increase the number of children who are placed in family-based care surroundings, and to provide them with alternative families. Firstly, this article tries to identify the basic characteristics of family home care by comparing family home care and residential care. Secondly, the study analyses the main roles of carers in the family home care system. Thirdly, the study tries to find out whether family home carers might be seen by children they look after as fictive kin parents. I use the term “fictive kin” to refer to an individual who is not related to a child by birth, adoption, or marriage, but has an emotionally significant relationship with the child. With regard to the first point, the study suggests that family home carers provide a continuity of care for children in placement, without any interruption. On the other hand, residential child care workers work round-the-clock shifts and take rest breaks from caring while children under their care are looked after by other workers. Secondly, the study shows that one of the essential roles which family home carers undertake is the socialization of children, whereby they are taught to behave in a way that is acceptable in society, and acquire the knowledge and skills, as well as learn to conform to the social norms which are vital to independent living. Thirdly, the study implies that family home carers can be considered by children to be their fictive kin parents who provide them with a supportive, protective, and caring environment.

1. 問題の所在と本稿の目的

1-1. 問題の所在

本稿の目的は、ファミリーホーム制度（以下、FHと記す）に着目し、本制度を社会学的に位置づけることである。FH制度は「小規模住居型児童養育事業」として2008年に創設（2009年4月施行）された、児童福祉法第6条の3第8項に規定される、児童福祉制度の一つである。この「小規模住居型児童養育事業」は、第2種社会福祉事業として位置づけられている。FH制度の目的は、実親等による虐待が原因で社会的養護が必要になった児童（以下、要保護児童と記す）に対し、家庭養護を提供するための制度である。社会的養護とは、家庭環境を奪われた子どもや、不適切な養育環境のもとで心身を害された子どもに対して、社会が用意した養育環境の体系を指す。この社会的養護は大きく施設養護と家庭養護の2本柱から成立している。要保護児童は、施設養護か家庭養護かのどちらかで養育される。FH制度は、社会的養護のなかで、家庭養護に含まれる一制度として位置づけられている。

施設養護と家庭養護の大きな違いは、施設養護は集団生活を基本とするのに対し、家庭養護は個別生活を基本とする。即ち、施設養護では多数の児童を集団的養護（residential care）のもとで養育するのに対し、家庭養護は少数の児童を個別的養護（individualized care）のもとで養育する（しかし、近年、要保護児童の養育は、できるだけ家庭に近い環境で行うことが望ましいと考えられるようになり、施設養護においても集団養護から個別養護への方向性が目指されている。この点については、第5節で述べる）（藤原2013；柏女2008：62；和田上2015：81；山縣2013；United Nations 2010）。

国は、要保護児童に対する今後の望ましい養護は、施設養護ではなく家庭養護であるとし、家庭養護を積極的に推進している。しかし、現在、日本では、要保護児童の約8割は、児童養護施設等における施設養護のもとで養育され、FHや里

親家庭、また、養子縁組家庭等の家庭養護のもとで養育される児童は約2割に過ぎない（後述）（厚生労働省2011a：5）。

国が家庭養護を推進する背景には、国連において定められた次の2つの規定が関わっている。即ち、「児童の権利に関する条約」（*Convention on the Rights of the Child*）及び「児童の代替的養護に関する指針」（*Guidelines for the Alternative Care of Children*）である。日本は、前者の条約については、1994年に批准した。後者は、2009年に国連総会決議により採択され、日本でも参考にされている。

これらそれぞれの規定についてみる前に、代替的養護（alternative care）とは何かについて確認したい。「児童の代替的養護に関する指針」の第5条は、代替的に養護について次のように記す。「児童自身の家族が、適切な支援を受けているにもかかわらずその児童に十分な養護を提供できず、又はその児童を遺棄若しくは放棄する場合、国は所轄の地方当局及び正式に権限を付与された市民社会団体と共に、又はこれらを通じて、児童の権利を保護し適切な代替的養護を確保する責任を負う」とする。即ち、代替的養護とは、家族による児童の養護及び権利保障ができない場合に、家族に代わり、国が用意した、児童の養護と権利保障を行うための仕組みのことである。従って、国連指針における代替的養護という用語が示す内容は、日本において使用されている社会的養護という用語が示す内容とほぼ同じである。本稿では、要保護児童の状況について、特に国際的観点からそれを検討する際は、代替的養護という用語を用い、日本のみの要保護児童の状況について検討する際は、社会的養護という用語を用いることにしたい（厚生労働省2009a；United Nations 1989, 2010；和田上2015：83）。

「児童の権利に関する条約」については、本条約は1989年に国連総会において全会一致で採択された。日本は1994年に本条約を批准した。この条約では、要保護児童の代替的養護は、里親委託、養子縁組あるいは必要な場合は施設養護

を含む、と規定する（第20条）。かつ、代替的養護を実施する際は、児童の養育における継続性（continuity）を考慮すること、とされた。この継続性とは、いわゆるパーマネンシー理念のことを指している。即ち、要保護児童の養育においては、養育者及び養育環境を安定的で継続的なものにするのが考慮されなければならない、とされた。

「児童の代替的養護に関する指針」については、2009年12月に、国連総会決議（第64会総会第64号議題）において採択された。この指針では、要保護児童（特に3歳未満の児童）の代替的養護は、家庭養護を基本とし（第12, 22, 23, 29項）、施設養護は家庭養護を確保するまでの一時的な措置として位置づけられている（第123項）。

これらの条約及び指針を実行するため、日本は、国内法として2016年に改正児童福祉法を制定し、法的整備を行った。具体的には、改正児童福祉法では、第1に、児童が権利の主体であること（児童福祉法第1条）、第2に、児童の最善の利益が保障されること（同第2条）、第3に、社会的養護（代替的養護）は、家庭養護を原則とすること（同第3条の2）が明記された（中央法規出版編集部編；『児童福祉六法』；厚生労働省2016a）。

要保護児童に対する代替的養護の状況を、国際的な観点からみると、欧米先進諸国では、要保護児童の措置は家庭養護が原則として位置づけられている。例えば、アメリカでは2019年において要保護児童（Children in Foster Care）は42万3997人いるとされる。これらの児童は、約8割（81.8%）が家庭養護のもとで養育されており、施設養護のもとで養育されている児童は、約1割（12.2%）に過ぎない¹。イギリスでは、2019年において要保護児童（Children Looked After）は7万8150人いるとされる。そのうち約7割（74.7%）の児童が家庭養護のもとで養育され、施設養護のもとで養育されている児童は約2割（18.1%）にとどまる²。即ち、欧米先進諸国では要保護児童は、概ね8割が家庭養護のもとで

養育され、2割が施設養護のもとで養育されている。一方、日本では、先述した通り、要保護児童は、約8割が施設養護のもとで養育され、約2割が家庭養護のもとで養育されている（Department for Education 2019a, 2019b; U.S. Department of Health and Human Services 2020）。

従って、国際的観点から、要保護児童に対する家庭養護推進状況を比較すると、日本は他の先進諸国に比べ、大きく遅れていることがわかる。ゆえに、要保護児童の処遇において、家庭養護比率を少しでも高めることは、今後日本に課せられた、重要な社会的政策課題の1つになっている。

FHはこのような事情から、日本における家庭養護委託割合を少しでも促進するために創設された、日本独自の制度である。FH制度は、これまで家庭養護を支えてきた、里親制度や養子制度に加え、今後日本における家庭養護を担う一制度として発展することが期待されている。実際、FHのもとで養育されている児童が、家庭養護で養育されている児童全体に占める割合は、制度創設当初（2009年）では5.4%に過ぎなかったが、制度創設約10年後（2018年）には21.8%にまで上昇し、増加傾向にある（後述）。

FH制度は、上述した通り、他の先進諸国には存在しない、日本独自の制度である。例えば、里親制度や養子制度はアメリカやイギリスにおいても存在するが、FH制度は日本にしか存在しない。そこで、日本ではどのような経緯でFH制度が創設されたかについて、以下さらにみていくことにしたい。FHは、もともと（養育）里親のなかで5～6人といった多人数の要保護児童を養育していた里親の養育形態をその原型としている。現在、（養育）里親に委託される要保護児童の定員数は、4人までとされているが、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法以前は、里親に、6人まで委託することが可能であった³。FHは、里親のなかで、もともと6人くらいの児童を養育していた里親の養育形態を制度化したものである（この意味で、FHは里親型のグループホームと呼ばれることもある）（和田上2015：88）。即ち、

FH制度とは、もともと多人数の児童を養育していた、経験豊富な里親の養育形態を、第2種社会福祉事業として事業化した制度である。実際、FHに委託される要保護児童の定員数は、かつて多人数の児童の養育を行っていた頃の里親の実態をふまえ、現在5人又は6人まで、となっている。また、FHの養育者となるための要件としては、社会的養護のもとでの児童の養育に一定期間従事した経験がある者となっている。例えば、里親として、あるいは児童養護施設等における職員として、要保護児童の養育に携わった経験がある者、となっている。即ち、FHの養育者となるためには、要保護児童の養育経験が必要とされている（「児童福祉法施行規則」第1条の19、31）（厚生労働省2012b「ファミリーホームの要件の明確化について（概要）」；『児童福祉六法（平成15年、同30年版）』；ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ2014：6）。

FHの特徴について述べると、第1に、FHへの要保護児童の委託は、里親への委託等と同様、基本的に児童相談所を経由して委託される。即ち、FHへの児童の委託は、児童福祉法第6条の3第8項で規定される、児童福祉法上の委託行為として位置づけられている。第2に、FHに対する経済的支援については、措置費として委託児童数に応じた費用（現員払い）が事務費として支弁されるほか、児童の生活費及び教育費等についても別途支弁される。第3に、FHでは、委託児童の定員数は、上述した通り5人又は6人となっている。定員数が多いことから、FHでは養育者の養育業務を援助するための補助者を別途雇うこととなっている。補助者を雇うことは里親制度にはない、FHに固有の制度である。FHに委託される児童の詳細については後述するが、FHへは主にきょうだい児が委託される傾向にある（例えば3人きょうだいを、同一のFHに委託する等）。きょうだい児を同一のFHに委託することは、家族統合（family integrity）の観点からみると望ましい。きょうだい児を同一のFHに委託することは、措置解除後の、実家族との関係性の

再構築——家族統合の達成——を容易にするからである。要保護児童は、実家族から離され、社会的養護のもとで養育されることになるため、きょうだい児も同様に要保護状態にある場合は（要保護理由にもよるが）、きょうだい児とともに同一のFHで養育された方が、児童にとってはより良好な養育環境となる。従って、FHは定員数が多いことから、特にきょうだい児の委託に最適な養育形態であるといえるだろう（Testa and Rolock 1999；厚生労働省2009b「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について」：第3、第7；厚生労働省2012b「ファミリーホームの要件の明確化について（概要）」）。

FHに関するこれまでの研究をみると、特にFHという集団の位置づけに関して、やや混乱が生じている状況にある。国（厚生労働省）の見解では、「里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する『家庭養護』である」と規定し、里親とファミリーホームを家庭養護の一つとして位置づける。その上で、「里親及びファミリーホームにおける家庭養護とは、私的な場で行われる社会的かつ公的な養育である」とし、FHにおける家庭養護は私的な生活空間において行われる、社会的、公的養育であると述べる。即ち、FHにおいて行われる要保護児童の養育は、一個人の家庭内で行われるが、それは私的な養育ではなく、社会的な養育であるということが示されている（厚生労働省2012a「里親及びファミリーホーム養育指針」：5-7；厚生労働省〔2002〕2017「里親制度の運営について」：第9の2）。

しかし、先行研究においては、特にFHが家庭養護として位置づけられることに対し、疑問が投げかけられている。FHは第2種社会福祉事業として営まれるうえ、FHでは、FHの養育者が、主に、養育者とは血縁関係にない児童の養育を行う。従って、これらの点から、FHが「家庭的」であろうとすることに異論はないが、それと同時にFHは「家庭ではない」こと、またFHを運営する人々の間においてさえも、FHは、家庭なの

か施設なのか、ということについて疑問を感じる人もいる、ということが指摘されている。即ち、先行研究においては、特にFHという集団の位置づけについて、それが家庭ないし家族として位置づけられるかどうかということについて、いまだ統一的な認識が成立しているとは言い難い（伊藤2016：118-119；田島2011：94）。

そこで本稿では、FHという集団の位置づけについて検討することにしたい。FHという集団の位置づけを明らかにすること——即ち、FHは「家庭なのか施設なのか」という先行研究における議論に決着をつけること——は、日本における社会的養護政策の今後の方向性を見定める上で重要である。現在日本では、国策として非血縁者を含む、FHという集団が積極的に作りだされようとしている。そのため、FHという集団を社会的に位置づけ、その集団に期待される社会的役割を明示する必要がある。

仮に、FHという集団が家族としての成立要件を満たしており、その集団に期待される社会的役割が児童に対する社会化であることが確認できるとすれば、FHは家族集団として位置づけられる。FHが家族集団として位置づけられるのであれば、FHは、社会的養護における、家庭養護を担う一制度として、今後さらに拡充していくことが政策目標として提案できるだろう。

本稿では、以上をふまえ、このFHについて、次の3つの観点から整理、検討することを目的とする。第1に、FHの位置づけについて、FHという集団は家族として位置づけられるのではないか。第2に、FHの機能について、FHの主要な機能は、委託児童に対する社会化機能ではないか。以上をふまえ、第3に、FHという集団は、仮親慣行という、かつて日本において広くみられた慣行を実践する集団として位置づけられるのではないか、ということについて考察する。第1の点については、FHが家族としての成立要件を満足させているのであれば、FHという集団は、血縁のない児童をその集団内部に含むが、家族として位置づけられることになる。第2の点につい

ては、FHで児童を養育する養育者は、児童に対する養育機能、即ち、児童に対する社会化機能を果たすことが推察される。第3の点については、第1、2の点をふまえ、FHが家族集団として位置づけられ、かつその集団内部で児童に対する社会化役割が果たされているのであれば、FHは仮親慣行を実践する集団の一つとして位置づけられるのではないかと、ということを検討する。本稿では、これらを主に文献研究に基づき考察する。

1-2. 問題の背景

FH制度が創設された背景には、近年の児童虐待問題の急増がある。現在、日本では児童虐待件数が約16万件に上り（2018年）、児童虐待は深刻な社会問題となっている。実際、FHに委託された児童（1513人）においても、そのうちの約半数（802人）の児童は虐待経験を持つ（2018年）

（厚生労働省2020a：13）。日本における児童虐待状況を、児童相談所における児童虐待の相談種別、主な虐待者別についてみると、近年の児童虐待問題の特徴は、第1に心理的虐待が最多であること、第2に主な虐待者は実父母であることが指摘できる（図1および図2参照）。

しかし、特に第1の、心理的虐待が最多である点については、疑問の余地がある。心理的虐待の中には、2004年より、家庭内での（夫婦間における）ドメスティック・バイオレンスに基づく虐待——いわゆる面前DV——も含まれるようになった。面前DVとは、「児童の目前で配偶者に

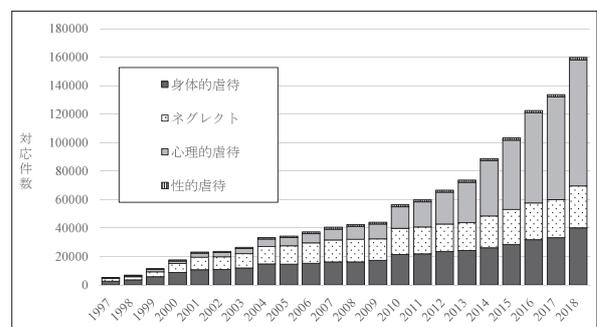


図1 児童相談所における児童虐待の相談種別対応件数の年次推移（1997-2018年）

（出典）厚生労働省「福祉行政報告例」各年度版より作成。

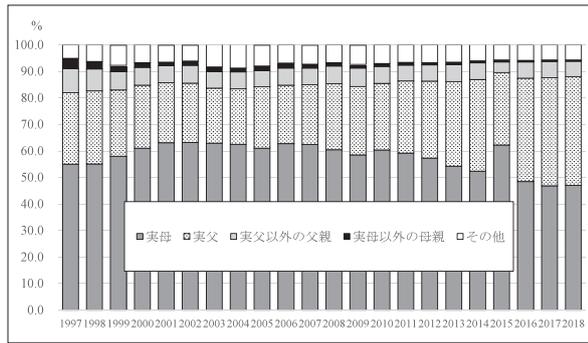


図2 児童虐待相談における主な虐待者別構成割合の年次推移 (1997-2018年)

(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」各年度版より作成。

対する暴力が行われる」行為を指し、家庭内での配偶者間暴力が生じている状況を指す。2004年に改正、施行された「児童虐待の防止等に関する法律」では、この面前DVに相当する事例が、新たに児童に対する心理的虐待としてみなされるようになった。これをふまえ、厚生労働省(2004)は、面前DVを「直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれる」とし、面前DVを心理的虐待の一つに加えた。その結果、心理的虐待は、特に2013年以降、現在に至るまで最も多い虐待行為となっている(厚生労働省2004『『児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律』の施行について』)。

面前DVが新たに心理的虐待の一つに加えられるようになったことにより、少なくとも以下2つの問題が生じることになった。第1の問題は、面前DVが加わった後の虐待統計を、加わる前のそれと比較することはできない、ということである。即ち、面前DVが心理的虐待に加わったことで、心理的虐待を他の虐待行為と同列に比較することができなくなった。他の虐待行為——身体的虐待、ネグレクト、性的虐待——は、児童に対する直接的虐待であるのに対し、面前DVは、上述した厚生労働省の通知にも明示されている通り、児童に対する間接的虐待である。従って、間接的虐待を含む心理的虐待を、直接的虐待である、他の虐待行為と同列に比較することはできない。

第2の問題は、虐待統計を、虐待防止のため

の有効な手段として用いることが難しくなった、ということである。即ち、虐待統計をとる目的の一つは、児童の虐待死を防ぐことにある。しかし、面前DVが心理的虐待に加えられた結果、死に至る危険性のある直接的虐待の実態が見えにくくなる、という問題が生じることになった。例えば、2018年において最も多い虐待は、心理的虐待の8万8391件となっている。このうち、面前DVを除く、直接的な心理的虐待件数を算出すると、3万5968件となる(面前DVに相当する5万2423件を、全心理的虐待件数の8万8391件から除した値)。同年、身体的虐待は4万238件となっており、2018年において最も多い(直接的)虐待行為は、心理的虐待ではなく、身体的虐待であることがわかる。身体的虐待は、虐待死を招きうる虐待行為である。従って、虐待統計に基づき、特に身体的虐待を防止するための、更なる対策を講じることの必要性がここからは提案できる。面前DVは、確かに児童に対する虐待行為ではあるが、虐待死を招く行為ではない。従って、面前DVを心理的虐待として加えた結果、虐待死を招きうる直接的虐待の実態が捉えにくくなるとともに、虐待統計を、虐待死を防ぐための有効な手段として用いることが難しくなっている(金子2018:6-7)。

第2の、主な虐待者が実父母である点については、実父母が主な虐待者の8~9割を占めている。この傾向は、虐待統計がとられ始めた1997年以降、変わらない傾向である。従って、被虐待児童に対しては、実親に代わり児童の養育を行う、親代わりの存在が必要であることがあらためて指摘できる。本稿で検討するFHにおいては、FHの養育者は、児童に対する養育——就中、児童に対する社会化——を行い、児童にとって親代わりとしての役割を果たすことが推察される。

1-3. 社会的養護体系

本項では、日本における社会的養護の状況及び社会的養護におけるFH制度の位置づけについて検討する。先述した通り、社会的養護とは、家庭

環境を奪われた子どもや、不適切な養育環境のもとで心身を害された子どもに対して、社会が用意した養育環境の体系のことである。社会的養護は、家庭に代わり、社会が子どもに対する養育役割を担うことを保障した制度であるといえる（浅倉2004：83；柏女2008：62；園井2013：9，2018：69）。

図3は日本における社会的養護の体系を示したものである。先述した通り、社会的養護は、一般的に、施設養護と家庭養護の2つから成立している。施設養護は、児童養護施設等における集団生活に基づく養護を前提とし、家庭養護は個々の家庭における個別的養護を前提とする。施設養護には、児童養護施設や乳児院等、主に入所型児童福祉施設における養育が含まれ、家庭養護には、里親制度、養子縁組及び特別養子縁組制度、FH制度における養育が含まれる。このうち、特に家庭養護に含まれる制度を、法体系との関わりでみると、家庭養護は、児童福祉法に基づく制度と民法に基づく制度の2つから構成される。児童福祉法に基づく制度は、里親制度及びFH制度であり、民法に基づく制度は、養子縁組及び特別養子縁組制度である（米沢2005：43）。

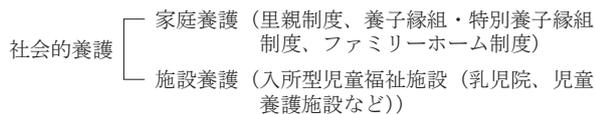


図3 日本における社会的養護の体系

（出典）園井ゆり，2018，「ファミリーホームに関する社会学的研究」『活水論文集』61：70（図1）より引用。

図4は、1950年代初頭から現在に至るまでの、日本における要保護児童数の推移をみたものである。これをみると、戦後以降現在に至るまで要保護児童の増加は大きく2回あったことがわかる。1回目の増加は、1950年代初頭から50年代末にかけてであり（1959年には要保護児童数は約4万8千人に達し、戦後最多となった）、2回目の増加は、1990年代後半以降現在に至るまでである（2018年現在において、要保護児童数は3万5802人となっている）。

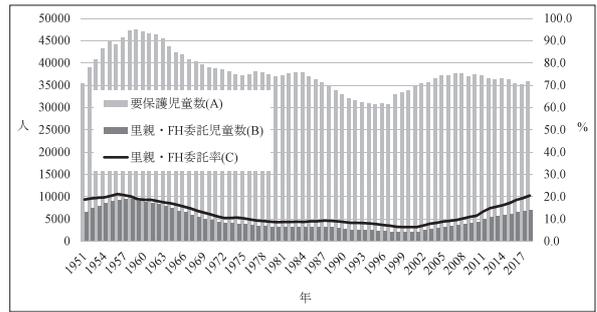


図4 要保護児童数、里親及びFHに委託された児童数、里親及びFH委託率の年次推移（1951-2018）

（注1）「要保護児童数(A)」は、①乳児院及び②児童養護施設における在所児童数ならびに③里親（a 養育里親、b 専門里親、c 親族里親、d 養子縁組里親）及び④FHに委託されている児童数（①～④）の合計。
 2）「里親・FH委託児童数(B)」は里親（上記a～d）及びFHに委託されている児童の合計。
 3）「里親・FH委託率(C)」は、「里親・FH委託児童数(B)」が、「要保護児童数(A)」に占める割合。
 （出典）厚生労働省「福祉行政報告例」各年版、同「社会福祉施設等調査」各年版より算出。

1回目の増加の背景には、1950年代初頭は戦災孤児や引き揚げ孤児、浮浪児などがいまだ多く存在していたことがある。また、1950年代半ば以降から始まる高度経済成長期においては、急激な都市化及び産業化が進展する一方で、特に都市部における貧困問題が深刻化し、実親が経済的困窮に陥る等のために要保護児童が増加したこと等がある。2回目の増加の背景には、バブル経済崩壊後、1990年代における長期化する経済的不況のなかで、家庭内での児童虐待問題が顕在化したこと等がある。1回目と2回目の大きな違いは、前者の場合は、要保護児童の実親（保護者等）は、死亡や行方不明等のため不在の傾向にあったが、後者の場合は、要保護児童の実親は存在する傾向にある、という点にある（この点については表2をもとに後述する）。

要保護児童の養育状況をみると、先述した通り、2018年時点で、要保護児童数は3万5802人となっている。このうち、約8割の児童は施設養護のもとで養育されており、里親やFH等、家庭養護のもとで養育されている児童は約2割に過ぎない（後述する表1を参照）。

本稿が着目するFH制度は、家庭養護における一制度であるため、特に家庭養護におけるFH制度の位置づけについてみると、家庭養護の代表的

形態は、里親制度である（柏女2008:63）。実際、2018年度における、児童の委託状況をみると、家庭養護のもとで養育されている児童は7104人となっている。このうち、里親制度のもとで養育されている児童——養育里親、専門里親、親族里親に委託された児童——は合計5235人となっており、家庭養護のもとで養育されている児童の73.7%を占める。FH制度のもとで養育されている児童は1548人であり、全家庭養護委託児童中の21.8%を占める。養子縁組および特別養子縁組制度のもとで養育されている児童——「要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望」する里親（以下、養子縁組里親と記す）に委託された児童——は合計321人であり、全家庭養護委託児童中の4.5%を占める。したがって、家庭養護の中心は里親制度である（厚生労働省『福祉行政報告例』各年度版、[2002]2017「里親制度の運営について」）⁴。

表1は、FHの事業所数、FHに委託された児童数、要保護児童数、全要保護児童中、家庭養護のもとで養育されている児童の割合についてみたものである。これをみると、FHは、2009年の制度施行以来、事業所数、委託児童数ともに、増加傾向にあることがわかる。即ち、施行当初に比べ、事業所数、委託児童数は、この約10年間でそれぞれ約7倍程度増加している（厚生労働省「福祉行政報告例」各年度版）。

表1 ファミリーホームの事業所数、委託児童数及び全要保護児童中、家庭養護のもとで養育されている児童の割合

年	事業所数	ファミリーホームに委託された児童数 (1ホームあたりの児童数)	要保護児童数	全要保護児童中、家庭養護のもとで養育されている児童の割合 (%)
2009	49	219 (4.5)	36,921	11.0
2014	257	1172 (4.6)	36,476	16.2
2018	372	1548 (4.2)	35,802	20.5

（出典）厚生労働省「福祉行政業務報告例」各年度版より算出、作成。

以下、本稿では、FHという集団の位置づけ及びその機能を中心に検討し、最終的にFHは、仮親という慣行を実践する集団の一つとして位置づ

けられるのではないかと、ということ考察する。

2. ファミリーホーム制度の位置づけ

先述した通り、先行研究においては、FHという集団の位置づけについて、それが家庭ないし家族として位置づけられるかどうかということについて、いまだ統一的な認識が成立しているとは言いがたい状況にある。本節では、FHという集団が家族集団として位置づけられるかということ、家族社会学における、特に家族の成立要件に関する研究に基づき検討する。

FHが「家庭ではない」とする先行研究の見解（田嶋2011）は、次のような理由に基づくものである。即ち、家族とは近親者から構成される集団であるのに、FHには、FHの養育者とは血縁関係にない要保護児童が含まれている。従って、FHという集団は、家族としては捉えることはできない、というものである。

家族社会学における、家族の定義および家族の成立要件についてみると、家族とは、「夫婦関係を基礎とし、親子・きょうだいなどの近親者によって構成される小集団」と定義される。家族の成立要件については、「同一住居、同一家計、同一家族意識」の3つが家族の成立要件であると考えられている（袖井1990:41, 63）。即ち、家族は、婚姻を根拠に成立することから、当然の結果として、子どもないし近親者をその集団の内部に含む。かつ、家族は、生活を共同にする集団として、同じ家族の一員である、という感情的融合を根拠に成立する（有賀1970:122; 戸田 [1937] 1982:48-49）。

このように、家族とはそもそも親族からなる集団である。親族とは、血縁関係と姻縁関係のいずれかによって結ばれていると認知しあう人々のことを指す。家族は、このような親族関係のなかで、特に情緒的関わりの強い、夫婦及び親子を中心とする少数の人々が、住居と家計を共にすることによって成立している集団である。ゆえに、家族は親族のなかの一部を切りとった、親密性の度

合いが特に高い人びとの集まりであるということが出来る（森岡・望月1997：3；富永1990：266-267）。

上記の家族社会学における家族に関する見解は、現代における家族についての一般的な見方とも合致する。即ち、現代的観点から家族について考えると、現代においては、家族とは、一般的に、近親者から成る集団として捉えられている。家族が近親者から成立する集団として捉えられるようになったのは、日本では、特に戦後の高度経済成長期以降のことだといってよい。即ち、日本では戦後の高度経済成長期において、いわゆる（20世紀型）近代家族と呼ばれるかたちの家族が急速に普及した。この近代家族は、家族構成上は、夫婦と未婚の子を主要な家族構成員とする核家族として成立する。近代家族の主な特徴としては、近代家族は夫婦の結婚によって成立し、死亡によって消滅する、夫婦一代限りの家族であること、また、近代家族においては、家族集団から非親族が排除され、家族成員相互が強い情緒的關係で結ばれている、ということ等が挙げられる。従って、近代家族においては、（特に血縁關係を持たない）非親族が排除されたということが、家族とは近親者から成る集団として捉えられるようになった背景にある（落合2019：99）。

このように、家族は近親者から構成される小集団として成立するのであるが、その一方で、家族社会学においては、家族は、近親者などの血縁關係のみによって成立するのではない、ということもまた明らかにされている。このことについて、新明（1937：11-12）は次のように述べ、「血縁の意義は家族においても絶対的なものでない」と指摘する。

若し血縁が社会構成の力を具へてゐたならば、疾くにこれを土台にして血縁的家族が成立してよい筈であつた。しかし、この最もナチュラルな自然的な血縁は決して直ぐに血縁的な意識をもつた家族を生みはしなかつた⁵。

（新明1937：10）

このように、新明（1937：15）は、血縁のみでは家族は維持されず、血縁は、他の、例えば地縁などのような社会的行為関連の組織等とむすびつくことによって、家族の紐帯に貢献する、ということを指摘する。また、この点について、有賀（1970）は以下のように述べる。

もし家族が本質的に血縁集団であるなら、血縁を無限に包含せねばならぬはずであるが、血縁者を含む場合でも、現実にはその一部に限定されたのは、家族は生活共同体として存立する種々の社会的条件に規制されたからである。（有賀1970：122）

このことは、家族は血縁關係のみによって規定される集団ではなく、生活を共同にすることが家族關係の構築において不可欠であることを示している（有賀2001：122-124）。

生活を共同にすることが家族の成立において重要であるのは、家族という集団は、基礎的な社会集団であるためである。しかしより本質的に言えば、家族という集団の存立目的が、何より家族成員の生活を保障することにあるからである。従って、仮に家族の内部に血縁關係にない者——非血縁者——が含まれる場合であったとしても、その非血縁者が、家族と生活を共にする社会的必要性がある場合は、その非血縁者を家族成員として、家族のうちに包摂することが可能である。即ち、家族の成員になるかどうかは、経済的、法律的また道徳的等の様々な社会的諸条件によって決定されるのであって、血縁あるいは個人の意識のみによって決定されるのではない。血縁者であっても、非血縁者であっても、その者が家族において生活する経済的、法律的等の必要性があるのであれば、その者は家族成員として家族の中に取り入れられることになる（有賀1966：108-109, 1970：121-126, 199-200）。

これまでの家族社会学における家族についての議論を、FHの事例にあてはめて考えると、FHとは、要保護児童の養育を行うために社会が用意し

た集団である。要保護児童は、FHを営む家族においては非血縁者である。しかし、その児童は、社会的養護が必要な児童として、公的な養育が必要とされ、FHを営む家族と生活を共にし、FHにおける主要な家族成員となる。従って、FHは、非血縁者である要保護児童をその集団の内部に含むが、FHは家族集団として位置づけることができる。

また、先行研究では、FHが事業（第2種社会福祉事業）として運営されることから、FHは「家庭ではない」とみなされている（田嶋2011）。しかし、この点については、家族とは、もともと事業体ないし経営体としての性質を合わせ持つ集団でもあることが指摘できる。例えば、日本における、戦前の家制度——家制度とは、日本における直系家族制のことである。直系家族制のもとでは、親の家族が、後継子の生殖家族との同居を世代的にくり返すことによって、直系的に家族が継承される——は、事業経営体としての性質をも合わせ持っていた。というのは、国による生活保障制度がいまだ未整備であり、かつ家計と経営が未分離な社会的状況においては、家が経営体としての機能を果たし、世代的に家産を継承することで、家族成員の生活を保障する必要があったからである（有賀1970：49, 68；富永1990：262-264；森岡・望月1997：14）。

家制度は戦後の民主化改革の一環として1947年に廃止され、その後、日本では、先に見た通り、近代家族と呼ばれる家族形態が、特に高度経済成長期において普及することになった。この近代家族は、核家族であると同時に、戦後進んだ雇用者化を基盤に成立した、雇用者の人々がつくる家族——具体的には、サラリーマンの夫と専業主婦の妻を主体とする家族——でもあった。即ち、近代家族は、雇用者の家族として成立したため、家計と経営が分離しており、家制度の頃のように、次世代に受け継ぐべき家産もなく、家族が経営体としての機能を果たす必要はない。

従って、近代家族的な観点からFHという集団を捉えれば、事業経営体としての側面を合わせ持

つFHは、家族とは捉え難いかもかもしれない。しかし、例えば、今日も数は少ないが存在する自営商業主や自営農業主の家族のように、自営業主の人々がつくる家族——自営業主の家族形態は、雇用者家族が増えるのに反し、戦後は減少の一途を辿った——は、概ね家計と経営が未分離の、経営体としての側面を合わせ持つ家族である。従って、FHについても、FHという一種の自営業を営む家族として捉えることも可能であろう。即ち、FHという自営業ないし家業を主宰し、経営する家族としてFHという集団を捉えることが可能である。ゆえに、FHが事業経営体としての機能を持つからといって、FHを「家庭ではない」とする見解は妥当性を欠くといえよう⁶。

3. ファミリーホーム制度の機能

本節ではFHの主要な機能は要保護児童の社会化である点について検討する。

表2は2018年に実施された、厚生労働省による調査（「児童養護施設入所児童等調査」、以下、「厚生労働省調査」と記す）における、里親委託児童（以下、里親委託児）、児童養護施設入所児童（以下、施設入所児）、FH委託児童（以下、FH委託児）の傾向をまとめたものである。この調査は、厚生労働省が全国の里親委託児、施設入所児、FH委託児を対象に、5年ごとに実施している全数調査である。FH委託児の特徴をより明らかにするため、里親委託児及び施設入所児の傾向も比較対象として検討する。同時に、時系列比較のため、2013年に実施された同調査もあわせて検討する（厚生労働省2015, 2020a）。

表2をみると、FH委託児については、主に次の3つの傾向を指摘することができる。第1に、FH委託児は、里親委託児、施設入所児に比べ、知的障害や広汎性発達障害等の障害があり、学業に遅れがある割合が高い。第2に、FH委託児が要保護状態に陥った理由をみると、実親からの虐待が主たる要保護理由となっている。FH委託児は、実際、施設入所児と同様、過半数が被虐待経

表2 里親委託児、施設入所児、ファミリーホーム（FH）委託児の傾向（2018年）

〔 〕内は2013年

調査主体 ^a	厚生労働省調査		
対象地域	全国		
対象時期	2018年〔2013年〕		
対象児童 ^b	里親委託児	施設入所児	FH委託児
対象児童数（人）	5382〔4534〕	27026〔29979〕	1513〔829〕
①現在の平均年齢 ^c （歳）	10.2〔9.9〕	11.5〔11.2〕	11.6〔11.2〕
②委託／入所時の平均年齢（歳）	5.9〔6.3〕	6.4〔6.2〕	8.2〔8.4〕
③性別（％）	男児 50.2〔50.5〕 女児 49.7〔49.3〕	52.5〔53.7〕 46.9〔45.6〕	55.5〔53.4〕 44.3〔46.1〕
④平均委託／在所期間（年）	4.5〔3.9〕	5.2〔4.9〕	3.6〔2.9〕
⑤委託／入所目的 ^d （％）	自立まで現在の 里親家庭で養育 69.2〔68.6〕	自立まで現在の 児童養護施設で養育 58.7〔55.2〕	自立まで現在の FHで養育 70.0〔70.6〕
⑥委託／入所経路 ^{d,e} （％）	実親家庭から 43.2〔47.3〕	実親家庭から 62.8〔68.6〕	実親家庭から 38.6〔43.0〕
⑦心身の状況 ^f （％）	障害等あり 24.9〔20.6〕	障害等あり 36.7〔28.5〕	障害等あり 46.5〔37.9〕
⑧学業の状況 ^g （％）	遅れがある 24.4〔22.4〕	遅れがある 36.7〔34.6〕	遅れがある 39.8〔39.2〕
⑨養護問題発生理由 ^d （％）	養育拒否 15.4〔17.1〕	父又は母の虐待酷使 22.6〔18.6〕	父又は母の虐待酷使 15.1〔17.1〕
⑩被虐待経験の有無 ^h （％）	虐待経験あり 40.6〔33.5〕	虐待経験あり 68.6〔62.7〕	虐待経験あり 58.2〔60.2〕
⑪委託／入所時の保護者の状況 ^{d,i} （％）	両親又は一人親 78.7〔52.9〕 内訳「実母のみ」 62.9〔59.1〕	両親又は一人親 93.5〔82.2〕 内訳「実母のみ」 48.7〔45.4〕	両親又は一人親 84.9〔68.8〕 内訳「実母のみ」 50.8〔50.0〕
⑫家族との交流の有無 ^j （％）	交流なし 71.5〔72.7〕	交流なし 21.8〔18.0〕	交流なし 40.5〔40.7〕

（注 a）「厚生労働省調査」は全数調査である。各項目は「不詳」「不明」を除く有効データについて算出した。

b）「厚生労働省調査」における対象児童は、現在措置中の児童である。

c）①「現在の平均年齢」とは、調査時点での年齢を示す。

d）⑤「委託／入所目的」、⑥「委託／入所経路」、⑨「養護問題発生理由」、⑪「委託／入所時の保護者の状況」及びその「内訳」については、最も多い値を示す。

e）⑤「委託／入所経路」とは、児童がどこから里親家庭、児童養護施設、FHに来たか、ということ。即ち、委託（入所）直前、児童が生活していた場所で、児童相談所による一時保護直前の生活場所を示す。

f, g, h, j）⑦「心身の状況」については「障害等あり」の割合について、⑧「学業の状況」については、「遅れがある」割合について、⑩「被虐待経験の有無」については、「虐待経験あり」の割合について、⑫「家族との交流の有無」については「交流なし」の割合についてそれぞれ参照した。

i）「内訳」は「両親又は一人親」の内訳をみたもの。

（出典）厚生労働省雇用均等・児童家庭局、2015、2020a「児童養護施設入所児童等調査結果の概要」。

験を持つ。第3に、FH委託児の委託目的——将来の見通し——についてみると、FH委託児は里親委託児、施設入所児と同様、自立までの養育が必要とされている。

以上の傾向からは、FH委託児については、実親が児童に対して虐待を加えるなどし、児童に対する養育を果たしていないこと、児童の実親の状況をみると「実母のみ」である傾向にあること、また児童においては、障害等を持ちながら、いかに社会的自立を達成するかが課題であることが指摘できる。

特に児童の実親が「実母のみ」である傾向につ

いて、そのことが要保護問題の発生とどのように関わるかを検討する。一般的に、児童が要保護状態に陥りやすい状況にある家族の家族構成をみると、主に一人親家庭である、ということが指摘できる。一人親家庭においては、その一人親に児童に対する養育の負荷が過度にかかるうえ、一人親が新たな相手との同居を開始するなどして、家族関係が複雑になりやすいからである。従って、一人親という家族構造が、親による子の社会化という家族機能の遂行を困難にし、結果として児童が要保護状態に陥りやすくなることが指摘できる。

例えば、実親が「実母のみ」の場合においてよく

みられる虐待の具体的事例としては、実母が、継父ないし内縁の夫との同居を開始し、その継父や内縁の夫と共謀して自身の連れ子に対し、暴行を加える事例等が挙げられる（園井2013：143-144；日本経済新聞2003年9月30日記事，同2010年8月3日記事，同2010年11月30日記事）。

従って、FHの主要な機能は、要保護児童に対する社会化役割を果たすことにあるといえる。社会化とは、児童が生活する、或いは将来生活しようとする社会に参加することができるように、児童が社会的規範や行動様式等を習得する過程である。児童は、社会の規範や習慣等を内面化することで初めて適切に社会に参加することができるようになり、社会の構成員となる。特に児童が最初に所属する集団である家族においてなされる社会化は、基礎的な社会化であり、児童の人格形成上、重要な役割を果たす。従って、社会化は児童に対しては人格形成の過程として、社会に対しては適切な社会成員を補充する過程として位置づけられる。家族における社会化が適切に行われず、社会化を経た成員が社会に補充されないことは、結果としてその社会の存続自体に支障を来すことになる。ゆえに、FHに求められる重要な機能的役割は、児童が社会的に自立し、社会参加することができるように、実親に代わって児童に対する社会化を行うことにある、といえるだろう（森岡・望月1997：125；園井2013：3-4）。

4. ファミリーホーム制度と仮親概念

以上の検討から、FHは家族集団として位置づけられること、またFHでは養育者は子の社会化役割を中心に果たすことを確認した。本節では、FHという集団は、仮親という慣行を実践する集団として位置づけられるのではないか、ということを検討する。

仮親慣行とは、生みの親以外の人に親になってもらう慣行のことをいい、社会的には擬制的に親子関係を締結する行為として捉えられる。擬制的な親子関係とは、「親子の間柄にない者が、実

の親子と類似の交わりをなす慣行」（田中1993：251）をいい、親子関係の存在を人為的に擬制する行為のことを指す（平山1974：327-328；汐見編2001：61；湯沢1995：116-117）。

擬制的に親子関係を形成する目的は、主として子の立場にある者が、自身の生活保障のために、実の親以外に、複数の親代わりとなる者を設定することにある。即ち、親子関係の擬制は、親側の要請というよりもむしろ子側の要請によって、子が自身の生命と生活の安定のため、特定の親を依頼するかたちで行われる。例えば、実親が病気や貧困等のために、いつ死ぬかわからない、または貧しさのゆえに実親からの養育が十分得られない、あるいは子自身が病弱で成人できるかどうか分からない場合等において、実親に代わり、より良い保護ないし庇護を行ってくれる、いわば代替親を求めて形成されるのが擬制的親子関係である（汐見編2001：61-62；田中1993：251；柳田1990：508）。

この擬制的に親子関係を形成する、という慣行は、日本のみならず、例えば、初期近代（17-18世紀）のフランスにおいても同様にみられた。初期近代のフランスにおける、特に労働者階級の家族においては、人々は子育てを近隣と共同で行うことが通常行われていた。労働者階級の家族は、上流階級の家族のように、住み込みの召使を雇う、あるいは寄宿学校に子どもをいれる等の経済的余裕がなかったためである。そのため労働者階級の家族では、親が病気や貧困のため、育てることができない子を、近隣住民が、しばしば「第二の『親』（a second set of “parents”）」として、実親と共同で養育し、訓練し、また教育していた（Gager 1996: 25-36; Garrioch 1986: 60）。

日本における擬制的親子について、柳田（1937, 1990: 499-526）によれば、近代以前の日本には、「ヒロイオヤ」（拾い親）、「ヤシナイオヤ」（養い親）、「チオヤ」（乳親）等のように多種多様な擬制的親が広く存在していた。しかし、近代的社会制度が整って以降は、親の範囲が急速に狭まり、実親のみが親とみなされるようになってきたとい

う。例えば、「ヒロイオヤ」とはどのような慣行をいうかという、子どもが病弱な場合や、親が厄年の時に生んだ場合などに、生んだ子を、形式的に棄てて、かねて頼んでおいた、運のよい人に拾ってもらい、その人に仮の親になってもらう慣習のことである。拾った親（拾い親）と拾われた子（拾い子）との関係は一時的なものではなく、拾い親は、拾い子の祝いの日には、祝い物を贈り、その子もまた盆正月の礼に来る等、末永く親子の縁が結ばれた。また、「ヤシナイオヤ」とは、民法上の養父母とは別の意味で用いられていた。即ち、「ヤシナイオヤ」（養い親）と「ヤシネ（エ）ゴ」（養い子）との関係は、養親と（家の）跡取り養子という、いわゆる民法上の相続を目的とした養親子関係を指すものではない。この場合は、生まれた子が病弱で、育ちが悪い時などに、子をよく育てあげた人の子にする慣習のことであり、このオヤコの縁は一生続くと考えられた。従って、擬制的に親子関係を形成する目的の一つは、近代的な医療制度が未整備な社会的状況において、子の健全な育成のためであったということが指摘できる（汐見編2001：61-62；柳田1990：509-514）。

近代以降においては、実親のみが親とみなされるようになってきた。その背景には、近代社会においては、公共領域と家内領域が分離し、家内領域が主に血縁から構成される家族集団に狭められたことが関わっている。先述した通り、日本においては特に戦後広く普及した近代家族において、夫婦と未婚の子（という血縁および姻縁から成る集団）が主たる家族成員となるなかで、非親族が家族集団から排除され、家族内部の親密性の度合いが高まることになった。その結果、日本における擬制的親子の慣行は次第に衰退し、擬制的親子の慣行は、今日では例えば結婚の際の「仲人親」の慣行ぐらいしか残っていない（平山1974：323-324；汐見編2001：62；正岡1993：1448；落合2019：99；柳田1937，1990：521）。

以上のように、擬制的親子の慣行は、現在では殆どみられなくなっている。そこで、特に近代以降における擬制的親子関係について、以下検討す

る。擬制的親子の関係は、その関係を締結する時期に着目すると、未成年期に親子関係が結ばれるものと、成年期に結ばれるものとの2つに大別できる。このうち、特に前者、即ち、未成年者を対象とした擬制的親子関係に着目すると、それには以下の3つの形態がある。即ち、養親養子、継親継子、里親里子の3形態である。このうち、養親子関係のみが実親子と同様の法的親子の地位を付与される（平山1974：327-328；柳田1990：508；湯沢1995：116）。

この3形態について以下みていくと、まず、養親子関係は、先に見た近代以前における「ヤシナイオヤ」と「ヤシネゴ」との関係とは異なり、民法上の制度に基づく。即ち、養親子関係とは、民法上の規定により、実親子関係にない者との間で人為的に作り出された親子関係のことをいう。養親子関係の大きな特徴は、親子関係にない者との間で、意思により親子関係を創設することにある。日本における養親子関係に関する制度には次の2つがある。即ち、普通養子制度（民法792条）——1987年に特別養子制度が創設されて以降、従来からあった養子制度がこう呼ばれるようになった——と特別養子制度（民法817条の2）である。日本の養子制度はこれら2本立てで構成されている。普通養子制度においては、養子対象となる者は、養親となる者の尊属または年長者以外であれば、成年、未成年を問わないが、特別養子制度においては、（家庭裁判所への縁組の請求時に）15歳未満である未成年者が対象である。特別養子制度は、子の福祉を尊重するために創設された制度である。実親よりも養親に養育された方が子にとって有益である、と認められた場合に本制度が用いられる（長瀬2005：88-89；中川1937；園井2013：6；内田2004：247，272-274）⁷。

次に、継親子関係とは、「実親の一方が再婚したとき、実親の新配偶者と子との間に生ずる関係」を指す。ただし、実親の新配偶者と子との間に法的親子関係を生じさせるためには、両者の間で養子縁組を行う必要がある（湯沢1995：117）。

最後に、里親子関係とは、児童福祉法上に規定された里親制度のもとで、児童相談所を経由した委託行為によって生ずる関係のことである（児童福祉法第27条第1項第3号）。里親制度は、1948年に施行された児童福祉法において初めて法的に規定された制度である。里親制度の目的は、要保護児童に対する家庭養護を提供することにある。即ち、里親制度は、児童相談所から委託された要保護児童を、里親家庭で一定期間養育するための制度である⁸。

では、FHにおける養育者と要保護児童との関係は、擬制的親子にある関係として捉えることができるだろうか。結論から言えば、FHにおける養育者と要保護児童との関係は、里親子関係と類似の関係にあるものとして捉えることができる。確かに、FH制度と里親制度とは、次の2点において相違する。1点めは、委託児童の定員が、FH制度の方が多ということ、2点めは、FH制度の場合は、第2種社会福祉事業として位置づけられているということである。しかし、1点めについては、FHはもともと多人数の児童を養育していた里親の形態を原型とするため、FH制度における委託児童定員の多さは、里親制度との大きな違いとはならない。2点めについては、FHは、先述した通り、確かに事業として位置づけられているが、FHは、FHという一種の自営業を営む家族として捉えることが可能である。即ち、FH制度のもとでの養育は、里親制度のもとでの養育と同様に、養育者の家庭においてなされる。従って、FHにおける養育者と児童の関係は、里親子関係と類似の関係にあるものとして捉えることができる。ゆえに、FHにおける養育者と要保護児童との関係も、里親子関係と同様、擬制的親子にある関係として把握することができるだろう。

5. 考察

これまで、FHにおける養育者と児童との関係が擬制的親子にある関係として位置づけられることについて検討してきた。本節では、FHにおけ

る擬制的親子関係の特徴をより明確にするため、施設養護における施設職員と要保護児童との関係も、擬制的親子にある関係として捉えることができるか、という点について検討することにしたい。

結論から述べると、施設養護における、施設職員と要保護児童との関係については、これを擬制的親子関係として捉えることは難しいといえる。その理由としては少なくとも次の2点が指摘できる。1点めは、擬制的親子関係が構築される場合は家庭であることが前提であるが、施設養護における養育環境は、（少なくとも集団生活を基本とする施設養護の場合は）家庭とは言えないということである。2点めは、施設職員と児童との関係においては、擬制的親子関係の構築に不可欠な、継続性と個別性が見出し難いということである。

1点めについて、施設養護での養育は、大きく集団生活を基本とする場合と個別生活を基本とする場合の2つに分けられる。このうち、少なくとも特に集団生活を基本とする施設養護においては、その養育の場は家庭とは言えない、ということである（山縣2013）。

まず、集団生活を基本とする場合についてみると、集団生活を営むにあたり、施設養護はその集団の構成や、居住する建物の大きさ、それに伴う職員配置等にもとづき、概ね次の3つに分類される。即ち、大舎制（1舎あたりの児童定員数が20人以上）、中舎制（1舎あたりの児童定員数が13～19人）、小舎制（1舎あたりの児童定員数が12人以下）の3つである。各寮舎の設置状況を、2012年時点（561児童養護施設中）においてみると、283施設（50.4%）が大舎制のもとで、153施設（27.3%）が中舎制のもとで、231施設（41.2%）が小舎制のもとで運営されており、大舎制が最も多い^{9, 10}。実際、2018年時点では全児童養護施設入所児童（2万5348人）のうち約半数（1万3606人）は、大舎制を中心とする、大部屋方式のもとで養育されている。寮舎別1舎あたりの平均在籍児童数についてみると（2012年時点）、大舎においては約17人、中舎においては約14人、小舎においては約8人となっている。

児童の居住空間を、大舎制を例にとりみてみると、おおむね4人部屋の居室が数部屋程度設けられ、このほか、共同で利用する浴室、食堂、洗面所等が設置されている。従って、大舎制での養育環境は、一般的に家庭での養育環境とも、またFHにおける養育環境とも大きく異なる（厚生労働省2011b：11，2016b：6，2020b：55-57；小室2003；園井2013：29）。

次に、個別生活を基本とする場合についてみる。個別生活が施設養護において重視されるようになった背景には、先述した「児童の権利に関する条約」の批准が関わっている。本条約の批准後、今後の社会的養護は家庭養護を原則とすることが提唱された。これをふまえ、施設養護においてもその形態を、できるだけ家庭環境に近い形態に変えようとする試みが行われるようになり、施設養護における養護形態は、集団生活ではなく、一般家庭におけるような個別生活であることが望ましいと考えられるようになった。その結果、施設養護においては、小規模グループケアや、地域小規模児童養護施設（後述）と呼ばれるような、新たな養護形態が生み出されることになった。これらは、施設養護における個別生活を行うための、新しい養護形態として位置づけられている（山縣2013）。

施設養護を家庭養護に近づけるための方法——、即ち、一般家庭におけるような、個別生活を具現化する方法——として、施設養護では、次の2つの概念が提唱された。即ち、施設規模の小規模化と施設機能の地域分散化である。これらの概念は、施設を小型化した上で、施設を、地域社会の中に分散させる、ということを目的としている（厚生労働省2012c）。

施設規模の小規模化とは、施設の収容人数を縮小し、1人の職員が担当する児童数を少なくすることで、施設における児童の養育を、一般家庭におけるそれに近づける試みのことである。施設機能の地域分散化とは、既存の児童養護施設（以下、本体施設と記す）の分園というかたちで、本体施設が設置されている敷地の外で、地域の民間

住宅等を活用し、少人数の児童の養育を行う試みのことである（社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会2012：5；高橋2007）。

施設養護における小規模化と地域分散化は、具体的には、先述した、小規模グループケアや、地域小規模児童養護施設といった養護形態のもとで展開されている。このうち、特に地域小規模児童養護施設については、小規模化と地域分散化とを同時に実施した施設形態として、その設置が促されている。地域小規模児童養護施設は、地域社会における民間住宅等を利用し、施設職員と児童とが共同生活を送る方法で運営されている。従って、地域小規模児童養護施設については、外見上、一般家庭における養育とほぼ変わらず、FHや里親家庭における養育とも、外見上は殆ど同じである。

しかし、児童養護施設の中で、地域小規模児童養護施設を展開する割合は、2012年時点（561児童養護施設中）で143施設（25.5%）にとどまり、施設養護における小規模化と地域分散化が十分進んでいるとは言い難い。実際、地域小規模児童養護施設で養育されている児童数についてみると、全児童養護施設入所児童（2万5348人）のうち、わずか2351人（全入所児童のうちの9.3%）となっている（2018年）（厚生労働省2011b，2020b）。

また、小規模グループケアについてみると、これらはその殆ど（344施設）が（2012年時点、561児童養護施設中）、地域社会ではなく、本体施設のある敷地内で、即ち、小規模グループケアのための戸建て住居を、本体施設のある施設内に併設する等して運営されている。従って、少なくとも本体施設の敷地内で営まれている小規模グループケアについては、小規模ではあっても、地域社会における一般家庭で行われるFHとはその養育環境が異なる（厚生労働省2011b）。

以上から、施設養護においては、少なくとも特に集団生活を基本とする施設養護については、施設養護の養育環境は家庭とは言えず、従って、そこでの職員と児童との関係性は、擬制的親子関係を構築し難いといえる。

2点めについては、施設職員は、週40時間を

基本に、多くの場合、交代勤務制のもとで働いていること、また、職員配置において、児童の年齢に応じて職員1人が担当する児童数が定められていること等から、施設職員が児童との間に継続的で個別的な関係性を構築することは、家庭養護に比べると難しい、ということである（厚生労働省2008；山縣2013：17）。

交代勤務制である点については、常勤職員が、例えば一日3交代制で児童の養育を行う、ということである。この交代勤務制は、先に述べた、地域小規模児童養護施設や小規模グループケア等においても基本的に採用されている（長谷川編2009：128）。従って、地域小規模児童養護施設における児童の養育状況は、FHや里親家庭における養育状況と、外見上は同じであっても、実質上は異なっているといえるだろう。

職員配置については、1人の職員が複数の児童を養育する状況にある、ということである。児童福祉施設における職員配置については、児童の年齢に応じて職員1人が担当する児童数が規程——「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」——により定められている。具体的には、同基準（第42条）において、例えば、満2歳以上満3歳未満の幼児については、幼児おおむね2人につき1人以上の職員を配置し、小学生以上については、児童おおむね5.5人につき1人以上の職員を配置する、という具合に、児童の年齢に応じて1人あたりの職員が担当する児童数が定められている。小学生の場合は、1人の職員が約6人の児童を養育している状況である。この状況は、一般家庭における養育状況と比べるとはるかに多い。従って、現在、職員と児童との個別的関わりを促すため、1人あたりの職員における担当児童数を減らすことが検討されている（『児童福祉六法』；厚生労働省2020b：60；中原2013：88）。

FHの場合は、委託児童の定員数は、先に見た通り、5人又は6人までである。従って、FHの養育状況も、施設養護のそれ（特に小学生以上の児童を養育する場合）と同様である。しかし、FHにおいては、夫婦2人が養育者として児童の

養育に携わっている場合が殆どである。実際、2015年では、FHを営む189事業者のうち、74.1%は夫婦2人による養育のもとで運営されている。確かに、FHにおける養育は、里親家庭における養育に比べると、1人あたりの養育者に対する児童数は多い傾向にある。しかし、施設における、1人の職員が担当する児童数に比べると少ない（みずほ情報総研株式会社2016）。

従って、施設養護においては、児童の立場からみると、自身の養育を担当する職員が1日の間に少なくとも1度は変わり、1人の職員から継続的な養育を受けているのではない。かつ、その職員は、複数の、他の児童の養育も同時に行っているため、その職員との間に児童が個別的関係を形成することは難しい状況にある。継続性と個別性は、親子関係の構築には不可欠な要素であるため、施設職員と児童は、親子関係を擬制することは困難であると結論づけられよう。

一方、FHの場合、1点めの、親子関係が構築される場については、FHでの養育は一般家庭で営まれる養育である。2点めの、養育者と児童との間における継続性と個別性については、FHにおいては、これは保障されているといえよう。即ち、児童の立場からみると、養育者が1日の間に変わることはなく、その意味で養育者の継続性は保たれている。また、委託児童数が最大でも6人までに制限されていること、児童の養育にはおおむね夫婦2人が携わっていることから、児童が養育者との間に個別的な関わりを持つことは、制度上保障されている。従って、FHの場合は、親子関係を擬制するのに必要な環境が、制度上整っているといえる。

さらにいえば、児童の社会化が十分展開されるためには、養育者と児童との間に継続的な関係性が保たれていることが前提となる。児童の人格形成に関わる社会化においては、社会化の担い手である養育者と社会化の受け手である児童との間に、安定した関係性が存在していることが重要であるからである。従って、児童に対する社会化の遂行という点からみると、FHにおける養育は、

施設養護における養育に比べ、より適した形態であるといえよう。

以上をふまえ、社会的養護の観点から、擬制的親子関係を形成する仮親という概念を捉えると、特に家庭養護を支える3つの制度——養子制度（のうち、特に特別養子制度）、里親制度、FH制度——は、仮親慣行を実践するための制度として把握することができよう。これらの制度においては、実の親子の間柄にない者が、要保護児童の福祉追求という目的のために、親子関係を擬制し得る。親の立場からみると、これらの制度のもとでは、養親、里親、FHの養育者は、要保護児童の親代わりとして、児童の養育——社会化——を行う。児童の立場からみると、これらの制度のもとで、児童は養親、里親、FHの養育者という、自身の生活を保障し、養育を担う親代わりを得る。

先に述べた通り、現在、実親等による児童虐待件数が約16万件に上り、要保護児童数は約3万6千人に達している。このような社会的状況において、実親からの養育が得られない児童に対して、新たな家庭を提供し、実親に代わる親代わりを与えることは、喫緊の課題となっている。子育てを、血のつながった子を育てること、として狭く捉えるのではなく、他人の子を育てることにまで広げて考えることが、いままさに求められているといえよう。FH制度は、養子制度や里親制度と並び、かつて日本において広くみられた、仮親という、生みの親に代わり他人の子を育てる慣行を、再び活性化させる制度として位置づけることができるだろう。子育てをめぐる環境が困難を増す今日、FH制度が果たす役割は極めて大きい。

注

1. アメリカにおける家庭養護の下に措置された児童については、①養子縁組家庭及び②里親家庭への委託児童を合計した。施設養護の下に措置された児童については、①Group Home及び②児童養護施設 (Institution) 等への措置児童を合計した (U.S. Department of Health and Human Services 2020)。
2. イギリスにおける家庭養護の下に措置された児童については、①養子縁組家庭及び②里親家庭への委託児童を合計した。施設養護の下に措置された児童については、①Children's Homes及び②児童養護施設 (Residential Care Homes) 等への措置児童を合計した (Department for Education 2019a)。
3. 2003 (平成15) 年における「里親が行う養育に関する最低基準」の第17条「養育する委託児童の人数の限度」によると、養育里親、短期里親又は専門里親が「同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、6人を超えることができない」となっている。そのため、「当該委託児童以外の児童」(里親の実子等) が不在の場合、6人まで委託することが可能であった (『児童福祉六法 (平成15年版)』)。
4. 養子縁組ないし特別養子縁組を行う方法には、公的機関 (里親制度) を利用し行う方法と、民間機関を利用し行う方法の大きく2つがある (養子と里親を考える会編2001:10)。本稿では、前者に着目する。ここでは、養子制度が家庭養護に占める割合を把握するため、あえて養子制度を里親制度から除き別に算出したが、通常、養子制度は里親制度の中に含めて捉える (養子制度は、「養子縁組里親」として里親制度の中に組み入れられている)。
5. 引用中の旧字体は新字体に改めた。
6. 具体的に、戦後の日本における「従業上の地位別就業人口および割合」の推移をみると、雇用者比率は戦後一貫して増大している。例えば、1950年では、全就業者 (3602万5千人) 中、雇用者は39.3%であったのが、2015年には、全就業者 (5891万9千人) 中、84.0%となり、現在ではほとんどの就業者が雇用者である傾向にある。一方、自営業主および家族従業者の割合は、両者をあわせて、1950年では60.6%であったのが、2015年には12.1%にまで減少している (国立社会保障・人口問題研究所2020「人口統計資料集」表8-13)。
7. 特別養子制度が普通養子制度と大きく異なる点は、普通養子制度が、主に「家のため」(家名の存続等)、あるいは「親のため」(親の老後の扶養等) の養子制度として位置づけられる一方、特別養子制度は「子

のため」の養子制度として位置づけられる点にある。そのため特別養子制度においては、実親との法的親子関係を断絶し、親子関係を養親との関係のみにする。この点は、特別養子制度における大きな特徴である。特別養子制度の意義は、要保護性のある他児養子——他児養子とは養親と親族関係がない養子を指す——を促すことにある（長瀬2005：88-89；中川1937；園井2013：6；内田2004：247, 272-274）。

8. 里親制度のもとでは、現在、次の4種類の里親の区分が設けられている（児童福祉法第6条の4）。即ち、養育里親、専門里親（虐待の度合いが深刻な要保護児童の養育を行う里親であり、主に養育経験の豊富な養育里親が専門里親の役割を担う場合が多い）、親族里親（要保護児童にとって扶養義務のある親族が担う）、養子縁組里親の4種類である。このなかで養育里親が里親制度の中心となっている（厚生労働省〔2002〕2017, 2019；汐見編2001：54；園井2013：14；湯沢1995：117）。

9. 児童養護施設の中には、大舎、中舎、小舎をそれぞれ単独で展開する場合（例えば、大舎のみ等）もあれば、組み合わせて展開する場合（例えば、大舎と中舎等）もある。従って、各施設の運営形態の割合については、全児童養護施設数に対する割合をみた。

10. 比較のため、2008年（489児童養護施設中）における各寮舎の設置状況についてみると、370施設（75.7%）が大舎制のもとで、95施設（19.4%）が中舎制のもとで、114施設（23.3%）が小舎制のもとで運営されている。従って、2012年と比較すると、大舎制は減少傾向にあり、中舎制と小舎制は増加傾向にある。ここから、施設養護においては、集団生活を基本とする場合においても、施設規模の小規模化が徐々に進んでいることがわかる（厚生労働省2008）。

参考文献

- 有賀喜左衛門. 1966. 『有賀喜左衛門著作集Ⅰ——日本家族制度と小作制度（上）』未来社.
- . 1970. 『有賀喜左衛門著作集Ⅱ——家と親分子分』未来社.
- 浅倉恵一. 2004. 「施設養護の体系、今後の方向」浅倉恵一・峰島厚編著『新・子どもの福祉と施設養護』ミネルヴァ書房, 83-91.
- 中央法規出版編集部編. 2016. 『改正児童福祉法・児童虐待防止法のポイント』中央法規.
- Department for Education. 2019a. Children Looked After in England (Including Adoption), Year Ending 31 March 2019 (National Tables).
- . 2019b. Children Looked After in England (Including Adoption), Year Ending 31 March 2019 (Main Report).
- ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ. 2014. 『ファミリーホームの設置を進めるために』
- 藤原里佐. 2013. 「社会的養護理論の変遷」山縣文治・林浩康編『よくわかる社会的養護 第2版』ミネルヴァ書房, 30-33.
- Gager, Kristin Elizabeth. 1996. *Blood Ties and Fictive Ties: Adoption and Family Life in Early Modern France*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Garrioch, David. 1986. *Neighbourhood and Community in Paris, 1740-1790*. Cambridge Studies in Early Modern History. Cambridge: Cambridge University Press.
- 長谷川眞人編. 2009. 『地域小規模児童養護施設の現状と課題』福村出版.
- 平山和彦. 1974. 「農漁村における擬制的親族関係」青山道夫他編『講座家族6 家族・親族・同族』弘文堂.
- 伊藤龍仁. 2016. 「まとめにかえて——ファミリーホームとは何かを考えるために」『社会的養護とファミリーホーム』福村出版, 7: 118-121.
- 『児童福祉六法（各年版）』中央法規出版.
- 金子勇. 2018. 「『子育て共同参画社会』で児童虐待死の防止を」『圓一』333: 4-11.
- 柏女霊峰. 2008. 「社会的養護改革への道のり」『教育と医学』No.661: 62-70.
- 国立社会保障・人口問題研究所2020「人口統計資料集」（表8-13）.
- 小室康平. 2003. 「小舎制／中舎制／大舎制」京極高

- 宣監修『現代福祉学レキシコン 第2版』雄山閣、311.
- 厚生労働省. [2002] 2017. 「里親制度の運営について」(平成14年9月5日雇児発第0905002号)(一部改正 平成29年3月31日雇児発0331第35号).
- . 2004. 「『児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律』の施行について」(平成16年8月13日雇児発第0813002号).
- . 2008. 「平成19年度 社会的養護施設に関する実態調査 中間報告書」(平成20年10月).
- . 2009a. 「児童の代替的養護に関する指針」.
- . 2009b. 「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の運営について」(平成21年3月31日雇児発第0331011号).
- . 2011a. 「社会的養護の課題と将来像(平成23年7月)」.
- . 2011b. 「平成23年度 社会的養護の施設整備状況調査 集計結果」.
- . 2012a. 「里親及びファミリーホーム養育指針」(平成24年3月29日).
- . 2012b. 「ファミリーホームの要件の明確化について(概要)」(平成24年4月).
- . 2012c. 「児童養護施設等の小規模化及び家庭養護の推進について」(平成24年11月30日雇児発1130第3号).
- . 2015. 「児童養護施設入所児童等調査結果」(平成25年2月1日現在).
- . 2016 a. 「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」(平成28年6月3日雇児発0603第1号).
- . 2016b. 「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」(平成28年7月).
- . 2019. 「里親制度(資料集)」(令和元年10月).
- . 2020a. 「児童養護施設入所児童等調査の概要」(平成30年2月1日現在).
- . 2020b. 「社会的養育の推進に向けて」(令和2年10月).
- . 『福祉行政報告例』各年度版.
- 正岡寛司. 1993. 「養子」森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』有斐閣. 1448.
- みずほ情報総研株式会社. 2016. 『ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書』.
- 森岡清美・望月嵩. 1997. 『新しい家族社会学 四訂版』培風館.
- 長瀬二三男. 2005. 『民法の解説——親族法 三訂版』一橋出版.
- 中川善之助. 1937. 「養子制度論」穂積重遠・中川善之助責任編集『家族制度全集 史論篇Ⅲ 親子』河出書房. 145-177.
- 中原康博. 2013. 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」山縣文治・林浩康編『よくわかる社会的養護 第2版』ミネルヴァ書房. 88-89.
- 日本経済新聞. 2003年9月20日記事「長崎・佐世保の女児虐待死、栄養失調招いた容疑の継父逮捕」.
- . 2010年8月3日記事「西淀川女児死亡、内縁夫に懲役12年、大阪地裁判決、『卑劣、虐待を主導』」.
- . 2010年11月30日記事「震える小さな命 第2部(下)——児童虐待防止法10年」.
- 落合恵美子. 2019. 『21世紀家族へ 第4版』有斐閣.
- 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会. 2012. 「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」
- 新明正道. 1937. 「血縁論」穂積重遠・中川善之助責任編集『家族制度全集 史論篇Ⅲ 親子』河出書房. 1-17.
- 汐見幸泰編. 2001. 『里親を知っていますか?』岩波書店.
- 袖井孝子. 1990. 「家族」秋元律郎・石川晃弘・羽田新・袖井孝子『新版 社会学入門』有斐閣. 33-64.
- 園井ゆり. 2013. 『里親制度の家族社会学——養育家族の可能性』ミネルヴァ書房.
- . 2018. 「ファミリーホームに関する社会学的研究——その形態と機能及び社会学的位置づけ」『活水論文集』61: 69-96.
- . 2020. 「書評(書評対象:野辺陽子著『養子縁組の社会学——〈日本人〉にとって〈血縁〉とはなにか』)」『社会学評論 281』71(1): 158-160.
- 田嶋誠一. 2011. 「モニターしつつ応援する仕組みの必

- 要性——密室化を防ぐために」『社会的養護とファミリーホーム』福村出版, 2: 94-97.
- 高橋利一. 2007. 「近年の施設養護の展開と地域小規模児童養護施設制度・小規模グループケア制度の創設」山縣文治・林浩康編『社会的養護の現状と近未来』明石書店, 41-58.
- 田中宣一. 1993. 「擬制的親子関係」森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』有斐閣. 251.
- Testa, Mark, and Nancy Rolock. 1999. "Professional Foster Care: A Future Worth Pursuing?" *Child Welfare* 78(1): 108-124.
- 戸田貞三. 1937. 『家族構成』弘文堂 (再録: 1982. 業書 名著の復興12『家族構成』新泉社).
- 富永健一. 1990. 『日本の近代化と社会変動——テュービンゲン講義』講談社.
- 内田貴. 2004. 『民法IV 補訂版 親族・相続』東京大学出版会.
- United Nations. 1989. *Convention on the Rights of the Child*.
- . 2010. Resolution adopted by the General Assembly, Sixty-fourth session, Agenda item 64, *Guidelines for the Alternative Care of Children*.
- U.S. Department of Health and Human Services. 2020. The AFCARS Report (Adoption and Foster Care Analysis and Reporting System). 27.
- 山縣文治. 2013. 「児童福祉施設の生活」山縣文治・林浩康編『よくわかる社会的養護 第2版』ミネルヴァ書房, 16-17.
- 柳田國男. 1937. 「親方・子方」穂積重遠・中川善之助責任編集『家族制度全集 史論篇Ⅲ 親子』河出書房, 89-124.
- . 1990. 『柳田國男全集12』筑摩書房.
- 米沢普子. 2005. 「里親制度と養子制度の違いを教えてください」庄司順一編『Q&A 里親養育を知るための基礎知識』明石書店, 42-43.
- 養子と里親を考える会編. 2001. 『養子と里親——日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』日本加除出版.
- 湯沢雍彦. 1995. 『新版 新しい家族学』光生館.
- 和田上貴昭. 2015. 「代替的養護の国際比較の指標作成に向けた基礎的研究——ドイツの取り組みから」

『目白大学総合科学研究』11: 81-90.